

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【公開番号】特開2005-191950(P2005-191950A)

【公開日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-027

【出願番号】特願2003-431030(P2003-431030)

【国際特許分類】

H 04 N	5/445	(2006.01)
H 04 N	5/44	(2006.01)
H 04 N	5/76	(2006.01)
H 04 N	5/91	(2006.01)
H 04 N	7/025	(2006.01)
H 04 N	7/03	(2006.01)
H 04 N	7/035	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/445	Z
H 04 N	5/44	Z
H 04 N	5/76	Z
H 04 N	5/91	P
H 04 N	7/08	A

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月22日(2006.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放送信号を受信し復調して再生信号を出力する受信部と、

前記受信部が受信する放送信号に関する番組情報を取得する取得部と、

前記番組情報からコンテンツ毎に、コンテンツの受信利用における受信機での蓄積機能が要求されているか否かの、蓄積機能要否の情報を検出する検出部と、

前記コンテンツのダウンロードが必要とする能力をこの放送受信装置が有しているかどうかを判断する判断部と、

前記検出部が検出した前記蓄積機能要否の情報と、前記判断部のダウンロード能力有無の情報を、コンテンツ毎に付加した前記番組情報の画面の映像信号を出力する表示制御部とを具備することを特徴とする放送受信装置。

【請求項2】

ネットワークを介して外部装置と通信を行い、前記コンテンツをダウンロードする通信部と、前記通信部がダウンロードした前記コンテンツを記憶領域に記録する記録部とを更に具備し、

前記判断部は、前記記録部の記憶領域の空き容量が前記コンテンツの容量より大きいかどうかにより、ダウンロード能力の有無を判断することを特徴とする請求項1記載の放送受信装置。

【請求項3】

前記通信部がダウンロードのための通信能力を有しているかどうかにより、ダウンロー

ド能力の有無を判断する第2判断部を有することを特徴とする請求項2記載の放送受信装置。

【請求項4】

前記表示制御部は、前記コンテンツ毎の蓄積機能要否の情報又は前記ダウンロード能力有無の情報を前記番組情報であるEPGの画面の背景色の違いとして表現することを特徴とする請求項1記載の放送受信装置。

【請求項5】

ネットワークを介して外部装置と通信を行い、前記コンテンツをダウンロードする通信部と、前記通信部がダウンロードした前記コンテンツを記憶領域に記録する記録部と、前記番組情報であるEPGの画面のダウンロード能力有のコンテンツの表示部分を入力部の操作によりクリックすることで、前記通信部と前記記録部とがダウンロード処理を開始するべく制御する制御部とを更に有することを特徴とする請求項1記載の放送受信装置。

【請求項6】

前記番組情報は、前記受信部が受信した前記放送信号から抽出して取得されるか、又は、外部装置とネットワークを介して通信を行う通信部を用いて取得されることを特徴とする請求項1記載の放送受信装置。

【請求項7】

前記表示制御部は、前記番組情報に基づく画面に、前記ダウンロードの際の通信のためのURL情報を表示することを特徴とする請求項1記載の放送受信装置。

【請求項8】

放送信号に関する番組情報を取得し、
前記番組情報からコンテンツ毎にダウンロード可否の情報を検出し、
前記ダウンロードが可能なコンテンツをダウンロードする能力を放送受信装置が有しているかどうかを判断し、
前記番組情報に基づいて番組画面を生成し、コンテンツ毎の受信利用における受信機での蓄積機能が要求されているか否かの、蓄積機能要否の情報と前記ダウンロード能力有無の情報をこの番組画面内に表示することを特徴とする放送受信装置の表示方法。

【請求項9】

コンテンツ毎にコンテンツの受信利用における受信機での蓄積機能が要求されているか否かの蓄積機能要否の情報を番組関連情報を含め、この番組関連情報をデジタル放送信号に多重させて送信する送信方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】放送受信装置、放送受信装置の表示方法、及び送信方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

この発明は、EPG(Electronic Program Guide:電子番組ガイド)等を用いた番組情報を扱う放送受信装置及び放送受信装置の表示方法であり、特にコンテンツのダウンロード可否の表示を伴う番組情報の表示を行う主に放送受信装置、放送受信装置の表示方法、及び送信方法に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明は、そのコンテンツが受信再生のために蓄積機能を必要とするか否かを示すダウンロード要否情報と、放送受信装置での通信機能や蓄積機能に応じてそのコンテンツをダウンロードする能力があるかどうかのダウンロード能力有無情報を番組情報に基づくEPG等の画面において表示することができる放送受信装置、放送受信装置の表示方法、及び送信方法を提供することを目的とする。